

「犯罪被害給付制度」（警察庁所管）について

参考資料 1

犯罪被害者等給付金

	遺族給付金		重傷病給付金	障害給付金
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ●一定の生計維持関係遺族がいる場合 2,964.5万円～872.1万円 (生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて上限額に加算) ●上記以外の場合 1,210万円～320万円 <p>犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●120万円（上限） <p>負傷又は疾病3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●重度の障害（障害等級第1級～第3級）が残った場合 3,974.4万円～1,056万円 ●上記以外の場合 1,269.6万円～18万円 <p>犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額</p>
支給を受けられる人	亡くなられた犯罪被害者の 第一順位の遺族		<p>犯罪行為によって、重傷病を負った犯罪被害者本人</p> <p>(=療養の期間が1か月以上で、かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病。 PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。)</p>	<p>障害が残った犯罪被害者本人</p> <p>(=負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害(精神疾患によるものも含む。)で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度。)</p>
裁定件数 (高知県警察分)	令和4年度(上半期)	1件	0件	0件
	令和3年度	1件	0件	0件
	令和2年度	3件	0件	1件
申請期限	<p>犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から7年を経過したときは申請できない。</p>			

【参考】

高知県犯罪被害者等支援補助金（令和3年度～）

	生活資金の補助	転居費用の補助	再提訴費用の補助
令和4年度(上半期)	1件	1件	0件
令和3年度	0件	0件	0件